

02.20

未成年者等の手続の代理人の選任に
ついて

未成年者等が手続をする場合は、法定代理人によらなければならない旨規定されているが（特7条^{※1}）、法定代理人が必要であると認めるときは、法定代理人は、自己の名において復代理人を、未成年者等の名において代理人をそれぞれ選任することができる。

ただし、未成年者等が法定代理人の同意を得て本人の名において任意代理人を選任し、その代理人が手続をすることはできない。

（説明）

特許法第7条^{※1}は「未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。」ものとしている。

これは、民法上、未成年者についてはあらかじめ法定代理人の同意を得れば、自ら法律行為をすることができるものとしている（民法5条）のに対して、特許の手続は訴訟手続と同様複雑であってこれを未成年者が自ら行うことは事実上難しいという考慮から、民訴法に倣ってこのように規定したものである。

したがって、法定代理人に支障があるような場合に、法定代理人が自己の名において復代理人を選任し、その者が手続をなし得ることは問題ないが、更に法定代理人が未成年者等を代理して代理人を選任し、その者が手続をすることも排除する理由はない。

しかし、未成年者等はたとえ法定代理人の同意を得ても自分で手続をすることはできないのであるから、自ら任意代理人を選任してその者に手続をさせることもできないのは当然である。

（改訂平成23・11）

^{※1} 特7条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用